第２節　放棄・取下債権の取扱い
更生計画認可決定時までに更生担保権または更生債権の一部の放棄・取下があったときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、放棄・取下後の残債権額を基準として適用する。
第３節　債権譲渡等の取扱い
更生債権届出期間満了日の翌日以降に更生担保権または更生債権の移転があった場合には、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、移転前の債権額を基準として適用する。一部移転があった場合、各権利者は、弁済額を按分取得する。
第４節　端数処理、弁済充当の順序
更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出については、１円未満の端数は切り捨てる。
第５節　弁済の順序
弁済する更生担保権または更生債権の中に、利息、損害金を含む場合の充当順序は、別に定めない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。
第６節　外貨建債権の弁済
別表９－２「外貨建債権を有する一般更生債権者一覧表」記載の債権者に対する弁済については、別表９－３「外貨の日本円換算表」に基づき算定される金額を、第１節の弁済方法により弁済する。
第５章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達方法
更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、更生会社が保有する現預金、資産（事業）の売得金または売掛金等の回収金をもってこれに充てる。
第２節　共益債権とその弁済方法
１　更生手続開始決定後から平成21年12月31日までに支払った共益債権及び同日現在の未払い共益債権は、別表12「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりである。
２　前項記載の未払共益債権及び平成22年１月１日から更生手続終結までの間に生じる共益債権は、更生会社が保有する現預金、その他資産（事業）の売得金または売掛金等の回収金をもって支払う。
第６章　担保権の措置
第１節　存続する担保権
１　不動産に係る担保権
別表10―１「存続する担保権一覧表（処分予定不動産）」記載の各担保権についての措置は下記のとおりとする。
①　同担保権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続し、同表の根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定によって同欄記載の額に確定する。
②　上記①の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権元本確定登記に必要な一切の書類を管財人に交付する。
③　上記①の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、債権額または極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。
④　同担保権は、本章第３節に定めるところに従って消滅する。
２　リースに係る担保権
別表７－２「更生担保権弁済計画表（リース）」の「弁済額」記載の限度で存続し、第３章第１節２⑵②の弁済と同時に消滅する。
３　商品等を目的とする担保権
別表７－３「更生担保権弁済計画表（商品等）」の「弁済額」記載の限度で存続し、第３章第１節２⑶②の弁済と同時に消滅する。但し、商品にかかる担保権については、同項に基づき、更生計画認可決定確定時から３か月以内に売却ができない場合にも消滅する。
４　担保変換された預金債権に対する担保権
別表７－４「更生担保権弁済計画表（担保変換された預金債権）」の「弁済額」記載の限度で存続し、第３章第１節２⑷②の弁済と同時に消滅する。
第２節　存続しない担保権
前節に掲げる担保権以外の担保権は、更生計画認可決定日に消滅する。
第３節　資産処分の場合の処置
１　担保権の消滅
別表10―１「存続する担保権一覧表（処分予定不動産）」記載の各物件について売却若しくは代物弁済に関する裁判所の許可が得られたときは、当該物件上に存する担保権は消滅する。
当該更生担保権者は、管財人から要請があった後２週間以内に、担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。
２　売得金等の使途
管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の資産を処分することができ、それによる売得金について、弁済資金または更生手続または清算手続の費用に充てることができる。
第４節　登録免許税等の費用負担
本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は更生会社が負担する。
第７章　株主の権利の変更
１　減少する資本金　金42億5868万6375円
２　資本金額減少の効力発生日
第８章に定める募集株式の効力発生日とする。
３　自己株式取得
更生計画認可決定前の発行済株式総数1571万8793株の全部を、更生会社が無償で取得する。更生会社が株式を取得する日は、募集株式の効力発生日とする。
４　自己株式の消却
前記３によって更生会社が取得した自己株式は、更生計画認可決定日に全部消却する。
第８章　募集株式の発行
会社は、次のとおり募集株式を発行する。
１　募集株式の種類及び数
普通株式１株
２　募集株式の払込金額
１株につき、金１円
３　募集株式の割当に関する事項
募集株式は、全て管財人に割り当てる。
４　払込期日
払込期日は、更生計画認可決定日とする。
５　増加する資本金及び資本準備金の額
募集株式の発行により増加する資本金の額　金１円
募集株式の発行により増加する資本準備金の額　金０円
６　剰余金の配当の不実施
株主に対する剰余金の分配は行わない。
第９章　更生会社の解散等
第１節　更生会社の解散
更生会社は、更生計画認可決定時において解散し清算株式会社となる。
第２節　役員
１　前節により解散した更生会社は、清算人を次のとおり選任する。
住所　（省略）
氏名　佐藤　順哉
２　清算人の任期は、更生会社について清算が結了し決算結了の登記が完了する時までとする。
３　管財人は、必要のある時はいつにても、裁判所の許可を得て、清算人を増員、解任または補充することが出来る。
４　増員または補充された清算人の任期も、会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。
第３節　定款変更（省略）
第10章　争いの落着しない権利に関する措置
会社における争いの落着しない権利については、更生計画決定認可確定後は清算人またはその指定する代理人弁護士において和解または訴訟を遂行し、和解または調停の受託を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行うこととする。
第11章　その他の事項（省略）
別表１ないし13（省略）
東京地方裁判所民事第８部